

熊本県理（美）容師法事務処理要領

理（美）容師の許可関係事務については、理（美）容師法、理（美）容師法施行規則、熊本県理（美）容師法施行条例、理（美）容師法施行細則に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

1 営業届出の対象

理美容師の免許を受けた者でなければ、理美容（※1）を業としてはならず（※2）、当該理美容師が理美容所を開設する場合は、保健所長に届出を提出しなければならない。また、理容師及び美容師が行うことができる業務の範囲には、差がある（※3）。

※1 「理容」とは、頭髪の刈込み、顔そり、染毛等の方法により、容姿を整えることをいい、「美容」とは、パーマネント・ウェーブ、染毛、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすることをいう。なお、化粧に付随した軽い程度の「顔そり」は化粧の一部として行っても差し支えない。

（昭 23. 12. 8 衛発第 382 号 厚生省公衆衛生局長通知）

※2 人が社会生活上の地位に基づいてその行為を反覆継続して行うことをいい、相手方が不特定又は多数であることや対価を受けること等は必要ない。

（昭 24. 10. 17 衛発第 1048 号 厚生省公衆衛生局長通知）

（昭 24. 5. 31 衛発第 590 号 厚生省公衆衛生局長通知）

※3 理容所と美容所は、原則として同一の場所で開設してはならない。ただし、理容所及び美容所に必要な衛生上の要件をいずれも満たし、かつ、施術者全員が理容師及び美容師双方の資格を有する者のみからなる事業所については、この限りではない。

（昭 23. 12. 8 衛発 382 号 厚生省公衆衛生局長通知）

（平 27. 12. 9 生食発 1209 第 2 号 一部改正）

○法の適用があるもの

- ・ 特定人を対象とする官庁、会社、工場、学校等の福利施設としての理（美）容所
（昭 24. 5. 31 衛発第 590 号 厚生省公衆衛生局長通知）

○法の適用がないもの

- ・ 学校活動の一環として行う理容行為

小・中学校で、学校活動として理容部を設け生徒相互間のみにおいて理髪の刈込みを行うものは、社会性を有するとは認め難いので、「理容を業とする」には該当しない。

（昭 31. 8. 13 衛環第 68 号 厚生省環境衛生課長回答）

- ・ 化粧品の販売を目的として、特定のモデル等を使用し、化粧品の使用方法を教示すること

（昭 41. 9. 29 環衛第 5110 号 厚生省環境衛生課長回答）

- ・ 全身美容

化粧品等を使用して、全身に対する作業を行い或いはむし風呂・白湯・牛乳・レモン風呂等の入浴施設を設け、美顔術と併用して全身マッサージ等を行ういわゆる全身美容は、美容師法第 2 条 1 項に規定する「美容とはパーマネント・ウェーブ、

結髪、化粧等の方法により「……」の、「等」には含まれず、現行美容師法における「美容」には該当しない。ただし、顔の手入をすれば法の適用がある。

なお、全身美容の目的をもって入浴施設を整え多数人を反覆継続して入浴させるときは、当該営業について公衆浴場法の適用がある。

(昭 42. 2. 16 環衛第 7030 号 厚生省環境衛生課長回答)

2 開設届出書の審査及び受付

届出の記載内容等について、下記の項目に注意して確認を行う。

(1) 届出書の記入方法及び受付時の注意

①開設者の氏名、生年月日及び住所(主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

- ・個人の場合「……マイナンバーカード※、住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート等の写真のある公的機関発行の証明書で確認するか、写真付証明書がない場合には健康保険証や現地調査等適切な方法により本人確認をすること。

※マイナンバーカードは、個人番号が記載されているカードの裏面はコピーしないこと。

- ・法人の場合「……定款、寄付行為の写し及び登記事項証明書で確認をすること。

※住所(所在地)については、略字、略号は記載させないこと

(例) ○○2-1の6 → ○○2丁目1番6号

※開設者が理(美)容師免許を所有している場合は、理(美)容師その他の従業者欄に登録番号を記入させること。

なお、開設者が無免許のとき又は開設者が理(美)容師であっても店を2以上経営し、自ら管理しない場合、理(美)容師を置いているか確認すること。

②営業施設の所在地

- ・同一施設の所在地が2以上にまたがる場合はそのすべてを記入する。

③開設予定年月日

- ・営業者が理容師法第11条の2及び美容師法第12条による確認を受ける以前に営業することのないよう検査及び開設検査確認証の交付に要する日数を十分考慮して記入させる。

④理容所及び美容所を同一の場所で開設する場合(以下「重複開設」という。)

- ・開設しようとする理(美)容所と同一の場所で現に美(理)容所が開設されている場合は当該美(理)容所の名称を記入させること。
- ・開設しようとする理(美)容所と同一の場所で美(理)容所の届出がされている場合は当該美(理)容所の開設予定年月日を記入させること。

⑤2名以上の理(美)容師を置く施設の場合(管理理美容師を置く必要あり)

- ・管理理(美)容師の氏名、住所及び登録番号を記入させること。

※管理理(美)容師は、届出店舗に常駐する必要があるため、複数の店舗の管理理(美)容師を兼ねることはできないことに注意が必要である。

⑥理(美)容師の氏名及び登録番号並びにその他の従業者の氏名

- ・従業者の氏名欄には、見習者及び家族従業員についても記入させること。

⑦理(美)容師について、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾

病がある場合

- ・疾病がある旨を様式中の備考欄に記入させること。
- ・該当する理（美）容師がいる場合には、業務に従事させないこと。

⑧手数料

- ・熊本県手数料条例に規定する額の収入証紙(16,000円)を届出書に添付させること。

※重複開設で同時に届出を行う場合は、両方の届出書に収入証紙を添付させること。

(2) 添付書類

①施設の平面図

平面図に設備の配置を記入させる。(理(美)用椅子、洗場、換気装置、照明設備及び待合所等の位置を図示させる)

②理(美)容師に係る理(美)容師法施行規則第19条第1項第6号に規定する疾病(結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患)の有無に関する医師の診断書

③理容師法第11条の4第1項に規定する理容所(美容師法第12条の3第1項に規定する美容所)(理(美)容師である従業者の数が常時2人以上である理(美)容所)を開設する場合は、当該理(美)容所の管理理(美)容師が同条第2項の規定に該当すること(理(美)容師の免許を受けた後3年以上理(美)容の業務に従事し、かつ、厚生労働大臣の定める基準に従い都道府県知事が指定した講習会の過程を修了した者)を証する書類

④外国人がこの届出をする場合は、住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)

⑤付近の見取り図

(3) 提示書類

①理(美)容師全員の理(美)容師免許証原本(開設届出書記載内容と確認後、返却)

3 調査

現地調査を行い、構造設備が条例等の基準に適合するか否かを調べ、条例等の基準に適合しない場合や届出事項と異なる場合は、改善指導を行う。

なお、調査結果及び指導内容については、調査書を作成する。

4 検査確認、開設検査確認証

書類審査及び構造設備の検査を行った場合において、届出が条例等に規定する基準に適合すると確認したときは、当該開設者に開設検査確認証を交付する。開設者は、検査確認を受けた後でなければ、その施設を使用することはできない。

(1) 検査確認証の再交付、訂正

- ・交付済の検査確認証のき損、亡失の場合は、検査確認証の再交付は行わない。この際、営業者から検査確認を受けている旨の証明を求められた場合には、検査確認証の写しを送付するか、証明願を提出させ、証明書を交付する(参考様式あり)。検査確認証は単なる通知行為を文書で行ったに過ぎないものである。また、名称、住所、氏名等の変更があった場合、開設検査確認証の訂正は行わず、変更届を提出させること(開設者の求めがあった場合は、許可証に変更内容を裏書きして交付)。

(2) 営業者の義務

- ・理（美）容所の開設者は、理（美）容師の免許証又は免許証明書及び開設検査確認証を客の見やすい場所に掲示しなければならない。

5 地位の承継

理（美）容業営業者について、相続、合併又は分割（当該営業を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該営業を承継した法人は、営業者の地位を承継する。地位の承継があった場合、当該承継者は、当該事実を遅滞なく（概ね 60 日以内とする。）知事に届け出なければならない。

（H18 九州各県・政令指定都市・中核市生活衛生主管係長会議照会事項）

理（美）容営業者の事業譲渡の事実についての届け出も同様の取扱いとする。

(1) 譲渡

<届出事項>

- ①届出者の住所、氏名（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - ②営業を譲渡した者の氏名及び住所（法人にあっては、営業を譲渡した法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - ③譲渡の年月日
 - ④理（美）容所の名称及び所在地
 - ⑤現に受けている理（美）容所開設検査確認証番号及びその年月日
 - ⑥生年月日
- （添付書類）
- ・営業の譲渡が行われたことを証する書類

(2) 個人の相続

相続人が2名以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者が承継人となる。

また、相続の時点で、相続人の一部が承継届出を提出した場合には、他の相続人がそれらの相続人の承継に関し異議のないことを確認するため、他の相続人の行方が知れない等同意を求めることができない場合を除き、他の相続人の同意書の添付を求めること。

なお、相続人間で誰が営業を承継するかの協議が整っていない場合には、相続人全員が営業者の地位を相続（各相続人は、お互いに共同営業者）するため、全員連名による届出をさせることになるが、できる限り、1人が承継するように指導することが望ましい。その後、いずれかの相続人が当該営業を行う者との協議が整った時点で、営業者の変更の届出をさせること。

（昭 61. 1. 30 厚生省指導課事務連絡）

（昭 60. 12. 24 衛指第 270 号 厚生省生活衛生局長通知）

<届出事項>

- ①届出者の住所、氏名（氏名を自署する場合は押印は不要）

②被相続人の氏名及び住所

③相続開始の年月日

④理（美）容所の名称及び所在地

⑤現に受けている理（美）容所開設検査確認証番号及びその年月日

⑥生年月日及び被相続人との続柄

（添付書類）

- ・ 戸籍謄本（相続人がすべて記載されているもの）又は法定相続情報一覧図の写し
- ・ 相続人が2名以上の場合にあっては、原則として「理（美）容営業者相続同意証明書」

(3) 法人の合併（分割）

<届出内容>

①届出者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名（代表者の氏名を自署する場合は押印は不要）

②合併（分割）により消滅した法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名

③合併（分割）の年月日

④理（美）容所の名称及び所在地

⑤現に受けている理（美）容所開設検査確認証番号及びその年月日

（添付書類）

- ・ 合併後存続する法人又は合併により設立された法人（分割により営業を承継した法人）の登記事項証明書

※承継の届出は、相続人等が承継したということ及びそれによって営業者となったということ届出るものである。したがって、台帳上「営業者」として記入することとなり、届出書の記載事項変更届とは異なる。

（昭 61. 1. 30 厚生省指導課事務連絡）

(4) 留意事項

届出書等への添付書類として掲げる「営業の譲渡が行われたことを証する書類等については、基本的には、譲渡契約書等の写し等が想定される。

なお、個人事業主が法人に成り代わる（法人成り）場合は、当該個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書等の写し等が想定される。

（令 5. 8. 3 生食発 0803 第 1 号 （2）その他の留意事項）

（令 5. 11. 29 健生衛発 1129 第 3 号通知 問 8）

(5) 経過措置

当分の間、営業者の地位を承継した者（営業の譲渡により当該地位を承継したものに限る。）の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して6月を経過するまでの間において、少なくとも1回調査しなければならない。

（令 5. 6. 14 法律第 52 号 附則第 5 条第 2 項、第 9 条第 2 項）

6 届出事項変更届

営業者は、届出事項に変更があった場合は、速やかに届出事項変更届出書を理（美）容所の開設地を管轄する保健所長に届け出なければならない。

(1) 氏名（名称）の変更

届出者が改姓あるいは改名した場合を意味するものであり、営業の譲渡の場合には、新規届出をさせること。

なお、届出していた法人が吸収合併により存続し名称を変更する場合には、変更届で差し支えない。

(昭 23. 11. 2 衛発第 278 号 厚生省公衆衛生局長回答)
(昭 40. 3. 11 環衛第 5032 号 厚生省環境衛生課長回答)

(2) 法人の代表者の変更

届出者が法人組織であってその代表者が変更になった場合は、届出のみで差し支えない。ただし、定款又は寄付行為の写しには代表者氏名の記載がないため、届出を受け付ける際には、登記事項証明書を提出させて確認すること（登記事項証明書は、原則として発行日から 6 ヶ月以内のものとする）。

(昭 28. 2. 9 衛環第 12 号 厚生省環境衛生課長回答)

(3) 住所（所在地）の変更

境界変更等による所在地の名称変更により検査確認権者が変わるような場合を意味するものである。

(昭 23. 11. 2 衛発第 278 号 厚生省公衆衛生局長回答)

(4) 施設の移動

届出をした施設が同一敷地内で施設が移動し、場所だけ変更のあった場合には新規届出をさせること。

(昭 28. 2. 9 衛環第 12 号 厚生省環境衛生課長回答)

(5) 構造設備の変更

既に確認した施設の構造設備を著しく変更した場合は、実情を調査し、その結果、その構造設備が同一性を失っていると認められたときは、新規扱いとする。

この場合「同一性」の判断基準の一つとして、許可を受けた営業施設の床面積の概ね 50%以上の改築又は概ね 100%以上の増築及び増改築（例えば 30%改築+80%の増築の場合）のときは、同一性が失われたものとする。

また、施設の変更が 2 回以上にわたる場合は、最初に許可したときの床面積を基準（例：{ 1 回目の改築面積 + 2 回目の改築面積 } ÷ 当初の床面積）として計算を行う。

(H7 九州各県・指定都市環境衛生関係主管係長会議照会事項)

<参考>

建築基準法に規定する「改築」の定義

改築とは、建築物の全部若しくは一部を除去し、又はこれらの部分が災害等によって滅失した後引き続きこれと用途、規模、構造の著しく異なる建築物を建てることをいう。従前のものと著しく異なるときは、新築又は増築となる。なお、使用材料の新旧は問わない。

(昭 28. 11. 17 住指発第 1400 号 建設省建築指導課長回答)

(6) 従業者等の変更

理（美）容師及び従業者（見習者及び家族従業員を含む。）に変更があった場合は、変更届を提出させること。

7 廃止等の取扱い

営業者が営業を廃止した場合には、廃止の日から 10 日以内に廃止届出書を開設地を管

轄する保健所長に提出させる。

なお、営業者より廃止届の提出はないが、客観的に営業が廃止されたと認められる場合は、失効確認を行う。

(1) 廃止届

廃止届は、営業者が死亡その他法律行為の能力が欠如していると客観的に認められる場合を除き、営業者本人から提出させる。

破産宣告を受けているだけでは、届出する能力を失っているとは解されず、また、破産法による債権者集会の営業廃止の決議が、私人のなす公法行為まで制限されるものではないため、破産管財人から提出された営業廃止の届出は、本法に規定する営業廃止届ではない。

(昭 31. 12. 13 衛環第 124 号 環境衛生課長回答)

(2) 確認廃止

営業者から廃止届の提出はないが、営業者が死亡し又は行方不明でその営業が客観的に廃止されたと認められる場合は、当該営業者にかかわる確認行為は当然に失効したのものとして扱うことができる。この場合、取消処分を行うことは必要ないが、事務処理のため必要がある場合は、確認の失効した旨の告示を行う。

(昭 34. 2. 10 衛環第 13 号 厚生省環境衛生部長回答)

●営業を廃止していると思われる施設に対する確認を行う場合の手順について、以下に例示する。

- ①届出施設の現況確認（届出施設の滅失、営業可能な状態であるかどうかを現地で確認し、写真を撮る。）
- ②台帳に記載されている連絡先に連絡し、連絡がつくかどうか確認。（電話で連絡のつかない場合は郵便で連絡する。また、連絡がついた場合には営業継続について本人の意思を確認し、継続の意思がない場合は廃止届を提出するよう指導する。なお、宛先人不明として返送されてきた郵便物は営業者不在の証拠物として保管しておくこと。）
- ③付近の住民への状況確認（町内会長や付近の住民にいつ頃から営業していないのか等について確認する。）
- ④上記①～③の調査を行い、総合的に判断して廃止されたと認められるときは、台帳から抹消する。

(H16 九州各県・指定都市生活衛生関係主管係長会議照会事項)

(2) 休業届

休業届は、期間を特定した上で受理すること。

8 立入検査

施設の衛生管理状況及び無届で施設の構造設備の変更等が行われていないかなどを確認するため、生活衛生関係営業施設監視指導計画指針に基づき、年間立入計画を策定し、実施する。立入検査結果については、記録に残すこととし、特に衛生管理上問題があった場合は、営業者に「環境衛生指導票」を交付し、改善指導すること。

※ 1 環境衛生監視員証を携帯すること。

※ 2 理容所と美容所の重複開設を行う事業所に対しては、原則として年 1 回以上の立入検査により、資格の有無や衛生上の措置の内容を確認すること。

9 出張業務について

出張業務は次の場合に行うことができる。

但し、指導の枠組みを含め、所要の衛生措置が確保されている理容師・美容師に限る。

(平 19. 10. 4 健衛発第 1004001 号 厚労省生活衛生課長通知)

- (1) 疾病その他の理由により、理(美)容所に来ることができない者に対して理(美)容を行う場合
 - (2) 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に理(美)容を行う場合
 - (3) 熊本県理(美)容師法施行条例で定める者に対して理(美)容を行う場合
- ※具体的取扱いについては、「熊本県出張理容・出張美容業務事務処理要領」に基づき、処理を行うこと。

10 移動業務について

自動車内に理(美)容営業施設を設け、移動して営業を行う場合においても、検査確認を要するものである。

※具体的取扱いについては、「自動車による理容所・美容所の移動営業に関する取扱要領」に基づき処理を行うこと。

11 業務停止、閉鎖命令

(1) 業務停止

次に該当する場合、期間を定めて業務を停止することができる。

- ① 伝染性の疾病にかかり、その理(美)容師の就業が公衆衛生上不適当なとき
- ② 理(美)容所以外において業をしたとき及び理法 9 (美法 8) (業を行う場合に講ずべき措置) に違反したとき

※都道府県知事等は法第 10 条第 2 項の規定により業務停止処分を行った場合は厚生労働大臣に通知しなければならない。

(2) 閉鎖命令

次に該当する場合、期間を定めて閉鎖を命ずることができる。

- ① 業務停止処分を受けている理(美)容師に業を行わせた理(美)容所の開設者
- ② 理(美)容師以外の者に業を行わせた開設者
- ③ 理(美)容師である従事者の数が常時 2 人以上の理(美)容所に管理理(美)容師を置かなかつた開設者
- ④ 理法 12 (美法 13) (理美容所について講ずべき措置) に違反したとき
- ⑤ 開設者が相当の注意、監督を尽くさず、理美容師が「業を行う場合に講ずべき措置」に違反したとき

● 処分をする場合には、行政不服審査法に基づく審査請求の教示及び行政事件訴訟法に基づく取消訴訟に関する事項の教示を行わなければならない。

- ・ 行政不服審査法に基づく教示は、「この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に県知事に対し、行政不服審査法第 2 条の規定に基づき審査請求をすることができる。」とする。(行政不服審査法第 18 条第 1 項)
- ・ 行政事件訴訟法に基づく取消訴訟に関する事項の教示は、「処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、行政事件訴訟法第 8 条第 1 項の規定に基づき裁判所に申し立てを行うことができる。」とする。(行政事件訴訟法第 14 条第 1 項)

12 罰 則

法に規定する事項に違反した者には、以下の罰則が適用される。

- (1) 理法 14 の 4、美法 17 の 2（1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金）
 - ・ 指定試験機関の役員等が秘密保持義務に違反したとき。
- (2) 理法 14 の 5、美法 17 の 3（1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金）
 - ・ 指定試験機関の役員等が試験事務又は登録事務の停止命令に違反したとき
- (3) 理法 14 の 6、美法 17 の 4（30 万円以下の罰金）
 - ・ 指定試験機関の役員等が帳簿の備え付け、記載、保存等をしなかったとき。
 - ・ 指定試験機関の役員等が報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査等を拒んだとき。
 - ・ 指定試験機関の役員等が許可を受けないで、試験事務又は登録事務の全部を廃止したとき。
- (4) 理法 15、美法 18（30 万円以下の罰金）
 - ・ 無免許営業をした者
 - ・ 無届営業の者又は虚偽の届出をした者
 - ・ 保健所の確認以前に当該施設を使用をした者
 - ・ 環境衛生監視員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
 - ・ 施設の閉鎖処分に違反した者。
- (5) 理法 16、美法 19（両罰規定）
 - ・ 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、(4)の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人も罰する。

13 理(美)容師免許

(1) 免 許

- ① 理(美)容師の免許を受けた者でなければ、理(美)容を業としてはならない。(法 6)
無資格者は、補助的業務である掃除、タオル絞り、器具整備等に従事することは認められているが、理(美)容の本質的作業に独立して従事することは認められない。

(昭 56. 6. 1 環指第 95 号 厚生省環境衛生局長通知)

② 欠格事由

次のいずれかに該当する者は免許を与えないことができる。

- ・ 心身の障害により理(美)容師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの(精神の機能の障害により理(美)容師の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者) ※理(美)容師法施行規則第 1 条の 2 で規定
- ・ 法第 6 条(無免許営業の禁止)の規定に違反した者
- ・ 法第 10 条第 2 項の規定に基づく業務停止処分に違反して免許取消処分(法 10 ③)を受けた者

(2) 免許の取得

① 受験資格

- ・ 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 90 条に規定する者(大学への入学資格を有する者)であって、都道府県知事の指定した理(美)容師養成施設において省令で

定める期間以上必要な知識及び技能を修得した者外

②試験の免除

筆記試験又は実技試験に合格した者については、その申請により、筆記試験又は実技試験に合格した試験に引き続いて行われる次回の試験に限り、その合格した試験を免除する。

③試験機関（大臣試験）

厚生労働大臣又は指定試験機関が実施することができるが、平成10年4月1日から（公財）理容師美容師試験研修センター（以下「試験研修センター」という。）が実施している。

④願書の受付、免許証の交付及び訂正

試験研修センターが受付、交付事務を行っている。

(3) 免許証の返納

①免許証の再交付を受けた後、失った免許証を発見したときは5日以内に、免許を与えた厚生労働大臣に返納しなければならない。

②理(美)容師が死亡し又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法に規定する届出義務者は、30日以内に厚生労働大臣に名簿の登録の削除を申請しなければならない。

③免許証の返納は、試験研修センターに行くこと。

(4) 免許の取消

①心身の障害により業務を適正にできなくなった者

この場合、その旨を申請者に通知し、求めがあったときは厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

②法第10条第2項の規定に基づく業務停止処分に違反したとき。

③取消処分を受けた者であっても、その者がその取消しの理由となった事項に該当しなくなったとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至ったときは、再免許を与えることができる。

14 消毒の方法

次の各区分に定めるいずれかの方法により行わなければならない。

(1)かみそり（頭髪のカットのみの用途（レーザーカット）に使用するかみそりを除く。以下同じ。）及びかみそり以外の器具で、血液の付着しているもの又はその疑いのあるものの消毒の手順

①消毒する前に家庭用洗剤をつけたスポンジ等を用いて、器具の表面をこすり、十分な流水（10秒間以上、1リットル以上）で洗浄する。

(注)

1 器具は、使用直後に流水で洗浄することが望ましい。この際流水が飛散しないように注意することが必要である。

2 消毒液に浸す前に水気を取ること。

②消毒は次のいずれかの方法により行う。

(注) 消毒薬は、医薬品を使用すること（以下同じ。）。

ア 煮沸消毒器による消毒

沸騰してから2分間以上煮沸すること。

(注)

1 陶磁器、金属及び繊維製の器具の消毒に適するが、くし類等合成樹脂製のものの一部には加熱により変形するものがある。

- 2 水量を適量に維持する必要がある。
- 3 さび止めの目的で、亜硝酸ナトリウム等を加えることができる。

イ エタノールによる消毒

76.9v/v%~81.4v/v%エタノール液（消毒用エタノール）中に10分間以上浸すこと。

（注）

- 1 消毒液は、蒸発、汚れの程度等により、7日以内に取り替えること。
- 2 消毒用エタノールを希釈せず使用することが望ましいが、無水エタノール又はエタノールを使用する場合は、消毒用エタノールと同等の濃度に希釈して使用すること（以下同じ。）。

ウ 次亜塩素酸ナトリウムによる消毒

0.1%次亜塩素酸ナトリウム液（有効塩素濃度1,000ppm）中に10分間浸すこと。

（注）

- 1 金属器具及び動物性繊維製品は、腐食するので使用する場合は、必要以上に長時間浸さないなど取扱いに注意すること。
- 2 消毒液は、毎日取り替えること。
- 3 消毒薬を取り扱う際には、ゴム手袋を着用する等、直接皮膚に触れないようにすること。
- 4 製剤は保管中に塩素濃度の低下がみられるので、消毒液の有効塩素濃度を確認することが望ましい。

③消毒後流水で洗浄し、よくふく。

（注）

- 1 クリッパーは刃を外して消毒すること。
- 2 替え刃式カミソリは、ホルダーの刃を挟む内部が汚れやすいので、刃を外してろ紙等を用いて清掃すること。
- 3 洗浄に使用したスポンジ等は使用後、流水で十分洗浄し、汚れのひどい場合は、エタノール又は次亜塩素酸ナトリウムで消毒すること。

(2) かみそり以外の器具で血液が付着している疑いのないものの消毒の手順

- ①消毒する前によく洗浄する。
- ②消毒は前記(1)の②の方法又は次のいずれかの方法により行う。

ア 紫外線照射による消毒

紫外線消毒器内の紫外線灯より85 μ W/cm²以上の紫外線を連続して20分間以上照射すること。

（注）

- 1 器具の汚れ具合、収納状況等により効果が期待できないことがあるため、器具の汚れを十分に除去した後、直接紫外線が照射されるような状態に収納した後、照射する。
- 2 構造が複雑で、直接紫外線の照射を受けにくい形状の器具類の消毒には適さない。
- 3 定期的に紫外線灯及び反射板を清掃することが必要である。
- 4 2,000~3,000時間の照射で出力が低下するので、紫外線灯の取替えが必要である。

イ 蒸し器等による蒸気消毒

器内が 80℃を超えてから 10 分間以上湿熱に触れさせること（温度計により器内の最上部の温度を確認すること。）。

（注）

- 1 ガラス、陶磁器、金属及び繊維製の器具等の消毒に適するが、くし類等合成樹脂製のものの一部には加熱により変形するものがある。
- 2 タオル等布片類を器内に積み重ねて消毒する場合、最上部のタオル等が湿熱に充分触れないことがある。
- 3 器内底の水量を適量に維持する必要がある。

ウ エタノールによる消毒

76.9v/v%~81.4v/v%エタノール液（消毒用エタノール）を含ませた綿若しくはガーゼで器具表面をふくこと。

エ 次亜塩素酸ナトリウムによる消毒

0.01%~0.1%次亜塩素酸ナトリウム液（有効塩素濃度 100~1,000ppm）中に 10 分間以上浸すこと。

オ 逆性石ケン液による消毒

0.1%~0.2%逆性石ケン液（塩化ベンザルコニウム又は塩化ベンゼトニウム）中に 10 分間以上浸すこと。

（注）

- 1 石ケン、洗剤を用いて洗浄したものを消毒するときは、十分水洗いしてから使用すること。
- 2 消毒液は、毎日取り替えること。

カ グルコン酸クロルヘキシジンによる消毒

0.05%グルコン酸クロルヘキシジン液中に 10 分間以上浸すこと。

（注）消毒液は、毎日取り替えること。

キ 両性界面活性剤による消毒

0.1%~0.2%両性界面活性剤液（塩酸アルキルポリアミノエチルグリシン又は塩酸アルキルジアミノエチルグリシン）中に 10 分間以上浸すこと。

（注）消毒液は、毎日取り替えること。

15 理（美）容師法の変遷（主な改正内容を記載）

(1) 理容師法施行（昭 22. 12. 24 法律第 234 号）

- ・学科試験委員は関係吏員、実地試験委員は関係吏員の外、一般理髪師及び美容師
- ・実地試験は実地修業 1 年以上の技能を有する者を対象

(2) 理容師美容師法（昭 26. 6. 30 法律第 251 号：理容師法一部改正）

- ・原則、理容所、美容所以外での業の禁止制度の導入

(3) 理容師美容師法一部改正（昭 28. 6. 30 法律第 49 号）

- ・養成施設での修習制度の導入

(4) 理容師美容師法一部改正（昭 30. 10. 3 法律第 126 号）

- ・構造設備確認制度の導入
- ・管理怠慢の場合の閉鎖命令制度の導入

(5) 美容師法施行（昭 32. 6. 3 法律第 163 号：理容師美容師法一部改正）

- ・理容業と美容業は別個の法体系の下において規制を図ろうとする趣旨から、法が分割された。

- ・ 背反行為に対し、一時的に業務停止、二次的に免許取消制度へ
- (6) 理容師法、美容師法一部改正（昭 43. 6. 10 法律第 96 号）
 - ・ 管理理（美）容師制度の導入
- (7) 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律（昭 58. 12. 10 法律第 83 号）等による政令（昭 58. 12. 10 政令第 255 号）、省令（昭 58. 12. 23 省令第 45 号）改正
 - ・ 定期健康診断の規定削除
 - ・ 開設届出時の当該疾病の有無に関する医師の診断書添付の義務づけ
- (8) 理容師法、美容師法一部改正（昭 60. 7. 12 法律第 90 号）
 - ・ 学科試験のみ養成施設卒業で受験できる制度に改正
 - ・ 知事から試験事務の指定機関への委任制度導入
- (9) 理容師法、美容師法一部改正（平 7. 6. 16 法律第 109 号）
（施行は平成 10 年 4 月、但し試験は 12 年 4 月から）
 - ・ 免許を与えるものは知事から厚生大臣（現厚生労働大臣）に
 - ・ 大臣から試験事務の指定機関への委任制度導入
 - ・ 受験資格を高等学校卒業者で指定養成施設修了者に（ただし一定の要件を満たす者は当分の間受験を認める）
 - ・ 実地修練制度の廃止（経過措置：平成 14 年 3 月末まで認める）
 - ・ 理（美）容師の登録を指定登録機関ができる制度の導入
- (10) 理容師法、美容師法一部改正（平 13. 6. 29 法律第 87 号）
 - ・ 免許の欠格事由から「てんかん」の規定を削除
 - ・ 免許を与えないこととする場合に申請者の意見聴取制度を導入
- (11) 理容師法、美容師法一部改正（平 26. 6. 4 法律第 51 号）
（施行は平成 27 年 4 月から）
 - ・ 理（美）容師養成施設の指定及び指導等に係る事務は厚生労働大臣から都道府県知事に

16 その他の通知

- (1) 無免許者の業務に関する指導（平 11. 9. 28 生衛発第 1391 号 厚生省生活衛生局長通知）
 - ・ 無免許者の理（美）容業務の禁止
 - ・ 紛失等により確認が困難な者については再交付の手続を指導するとともに文書で（公財）理容師美容師試験研修センターあて照会すること。
 - ・ 実務実習者についてはその氏名の掲示及び標識の着用を指導すること。
 - ・ その他罰則等
- (2) 「大学入学資格検定規定」について
（昭 27. 3. 12 衛環第 18 号 厚生省環境衛生課長通知）
- (3) 養成施設の運営について
（昭 31. 3. 30 衛環発第 12 号 厚生省環境衛生部長通知）
- (4) 養成施設の入学資格
（昭 43. 2. 8 環衛第 8023 号 厚生省環境衛生局長通知）
- (5) 養成施設の指定等に係る申請書等
（平 6. 6. 23 衛指第 117 号 厚生省指導課長通知）
- (6) 養成施設の教科課程の基準
（平 27. 3. 31 健発 0331 第 17 号 厚労省健康局長通知）
（平 27. 3. 31 健発 0331 第 18 号 " "）
- (7) 養成施設の通信課程の授業方法等
（平 27. 3. 31 健発 0331 第 15 号 厚労省健康局長通知）
（平 27. 3. 31 健発 0331 第 16 号 " "）
- (8) 養成施設における中学校卒業者等に対する入所試験及び講習実施基準

(平 27. 3. 31 健発 0331 第 13 号 厚労省健康局長通知)

(平 27. 3. 31 健発 0331 第 14 号 ")

(9) 養成施設の指導要領

(平 27. 3. 31 健発 0331 第 19 号 厚労省健康局長通知)

(平 27. 3. 31 健発 0331 第 20 号 ")

(10) 養成施設における修得者課程の設置に関する留意事項

(平 30. 3. 19 生食発 0319 第 4 号 厚労省生活衛生・食品安全審議官通知)

(11) 養成施設における養成課程の定員管理について

(平 30. 4. 27 薬生衛発 0427 第 1 号 厚労省生活衛生課長通知)

(12) 管理理（美）容師資格認定講習会の指定

(昭 44. 6. 25 環衛第 9082 号 厚生省環境衛生局長通知)

※講習会が非課税に

(平元. 5. 16 衛指第 89 号 厚生省指導課長通知)

(13) 理（美）容所の衛生管理要領 (昭 56. 6. 1 環指第 95 号 厚生省環境衛生局長通知)

(14) エイズ問題総合対策大綱の実施 (昭 62. 3. 31 衛指第 78 号 厚生省指導課長通知)

(15) 環境衛生関係営業施設の自主管理点検表

(昭 63. 10. 18 衛指第 215 号 厚生省指導課長通知)

(16) 環境衛生監視員の任免について

(昭 42. 1. 11 環衛第 7003 号 厚生省環境衛生局長通知)

(17) 環境衛生監視員証を定める省令の施行

(昭 52. 1. 18 環企第 3 号 厚生省環境衛生局長通知)

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行するものとする。

附 則

この要領は、平成 29 年 3 月 29 日から施行するものとする。

附 則

この要領は、平成 31 年 3 月 25 日から施行するものとする。

附 則

この要領は、令和 2 年（2020 年）3 月 26 日から施行するものとする。

附 則

この要領は、令和 3 年（2021 年）3 月 29 日から施行するものとする。

附 則

この要領は、令和 5 年（2023 年）3 月 31 日から施行するものとする。

附 則

この要領は、令和 6 年（2024 年）3 月 29 日から施行するものとする。